

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

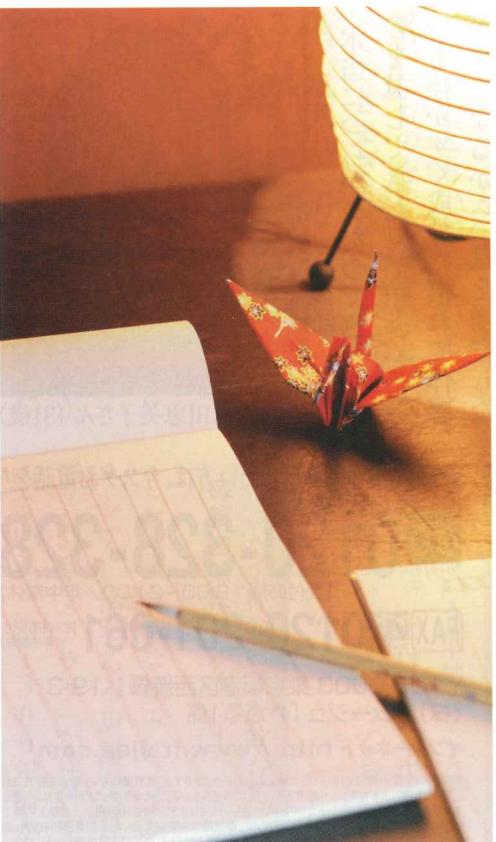
Q 遺言を書いて、子供たちへの財産の配分を考えていますが…

72歳の男性。数年前まで飲食業を経営していましたが、今は長男に譲つて隠居の身です。心臓の持病があつてぼっくり逝くかもしれませんので、妻とも話し合ひ、昨今話題になっている遺言を遺しておこうかと考えています。

妻（68歳）との間には息子が3人います。長男（42歳）は眞面目で地元の高校を卒業後家業をずっと手伝ってくれ、当初の頃はあまり給料もやつていません。次男（38歳）は成績が良かつたので東京に下宿させて大学にやり、今は研究員として海外で働いています。三男（35歳）がお恥ずかしい話ですが、競馬に嵌つてサラ金から金を借り、私が肩

代わりしたことがあります。私名義の財産としては、自宅の土地建物、飲食店の土地（借地権）と建物、預貯金が500万円あります。夫婦の希望としては妻がずっと自宅に住めるよう、飲食店は長男に、また預

貯金についても、長男は当初給料をあまりやらずに働かせたり多額の学資を使い、三男には借金を肩代わりしたので（特別受益）、何も遺さなくていいと考えています。



遺言は故人の最後の意思ですから遺しておくことはとても良いことですね。「みなりがとう。お陰でとてもいい人生だった。私亡き後も家族みな仲良く幸せに生きてほしい」だけでも遺族の心に刻まれるはずです。

遺言には自筆証書遺言と公正証書遺言の2つのタイプがありますが、効力は同じです。後者は公証人役場に行って希望を述べ、公証人に作成してもらうので確かですが、5万円程度の費用が必要ですが、証人が2人必要です。対して自筆証書遺言は自分で内容と日付を書き、署名押印をきちんととして封をしておけばよいのです。死後見つけた人は勝手に開封せず、家庭裁判所に持参して、関係者の前で中身を確認してもらう検認手続きが必要です。

なお、遺言が複数ある場合には最新のものが有効です。故人は認知症になり後の遺言は無効だと言つて、訴訟に持ち込まれるケースもあります。

遺産相続の例

遺産（自宅の土地建物、飲食店の土地と建物、預貯金500万円）…4,200万円とすると

長男の寄与分を600万円とした場合

$$[4,200\text{万円}(\text{遺産}) - 600\text{万円}(\text{長男の寄与分})] = \mathbf{3,600\text{万円}}(\text{みなし相続財産})$$

妻 1,800万円 ($3,600 \times 1/2$)

長男 1,200万円 = 600万円 ($3,600 \times 1/2 \times 1/3$) + 600万円 (寄与分)

次男 600万円 ($3,600 \times 1/2 \times 1/3$)

三男 600万円 ($3,600 \times 1/2 \times 1/3$)

※次男、三男の特別受益が遺留分相当額(300万円)に達している場合は遺産なしとできる

用語解説

法定相続分：相続人の範囲（法定相続人）があり、誰が、どのくらいの財産を相続するのかが決められている

遺留分：最低限度の相続財産を、父母、配偶者、子や孫などの相続人に保証していること（兄弟はないので、子供がない夫婦の場合遺言で廃除可）

寄与分：被相続人の財産の維持や増加に貢献した部分

特別受益：相続人が、被相続人から受けている贈与や資金援助（学資や借金の肩代わりなどが相当）。他の相続人との公平を期すために本来の相続分から、この受益分を差し引くのが特別受益者相続分

貯金は妻と長男にそれぞれやり、次男三男はなし、としたいのですね。基本的に自分の財産をどのように処分しようが自由なので、ですが、問題は子供の遺留分です。法定相続分（子供2分の1）の各3分の1の半分なので、各6分の動産の価格を固定資産税評価額1。この元となる遺産総額は、不動産の価格を固定資産税評価額なり路線価で出したものに（ネッ

トで調べられます。借地権割合も出ています）預貯金額及び長男の寄与分を具体的に書いて足します。次男三男の特別受益額についてもやはり具体的に書いて、ゼロで納得してもらいましょう。いずれにしてもせつかく遺言を書くのでしたら、争いを残さないよう、信頼できる弁護士に相談されたほうがよいでしょう。